

環 境 活 動 レ ポ ー ト

平成 2 9 年 度 版

(活動期間：2017年10月～2018年9月)

平成30年10月31日作成

リサイクルファクトリー株式会社

<http://www.r-fact.com/>

目

次

I. 組織の概要	1
II. 事業内容（対象範囲）	2
III. 環境方針	1 1
IV. 環境目標	1 2
V. 環境活動計画	1 3
VI. 環境目標の実績	1 4
VII. 環境目標の実績	1 4
VIII. 次期環境活動計画	1 6
IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無	1 7
X. 代表者による全体の評価と見直し	1 8
XI. その他	1 8

I. 組織の概要

1. 組織名等

組織名：リサイクルファクトリー株式会社

代表者：代表取締役 黒田 早知子

本社所在地：北海道札幌市中央区南4条東5丁目1-9

千歳事業所所在地：北海道千歳市中央690-1

長沼事業所所在地：北海道夕張郡長沼町字幌内1720-6

2. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：山崎 祐介

連絡先：電 話 0123-29-2030

FAX 0123-29-2031

e-mail yamazaki@r-fact.com

3. 法人設立年月日

平成17年12月27日

4. 資本金

1,250万円

5. 事業の規模

活 動 規 模		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
取扱い 産業廃棄物	運搬量	t	5,049	7,070	7,334
	処理量	t	35,951	37,171	44,174
売 上 高		百万円	446	507	563
従 業 員 数		人	29	29	28
事 業 敷 地 面 積		m ²	285,800	285,800	28,5800
事 務 所 床 面 積		m ²	471.96	471.96	471.96
作 業 場 床 面 積		m ²	597.81	597.81	597.81

6. レポートの対象期間及び発行日

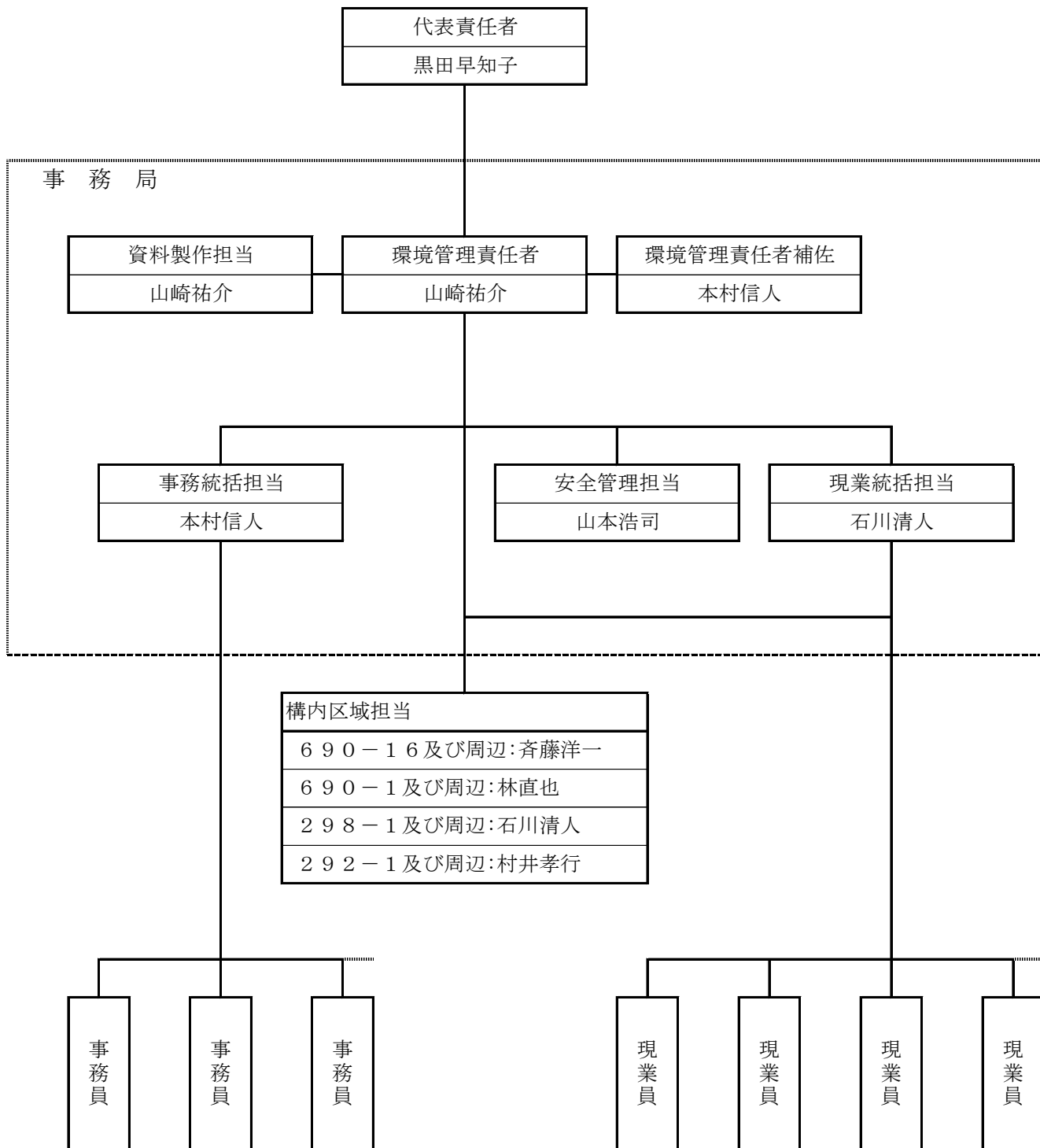
対象期間：平成29年10月1日～平成30年9月30日

発行日：平成30年10月31日

II. 事業内容（対象範囲）

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び中間処理・再生品販売

1. 組織体制



※ 平成 30 年 10 月 1 日 現在

2. 許可の内容（事業計画の概要、処理業の許可証内容）

- ・廃棄物を出来るだけ有効活用するという方針に則り、最も効率的な中間処理を行い、再資源化を図る。資源化されたものは、売却または自社利用し、再生不可能な残渣は外部の最終処分場や焼却施設に処分委託する。

・許可証の内容

産業廃棄物収集運搬業（北海道）

許可番号：第00100130643号

許可年月日：平成26年12月27日

許可の有効期限：平成33年12月26日

許可対象産業廃棄物：燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む） 鉱さい がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）動物のふん尿 動物の死体 ばいじん

産業廃棄物処分業（北海道）

許可番号：第00120130643号

許可年月日：平成29年4月15日

許可の有効期限：平成33年12月26日

許可対象産業廃棄物：燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る） 汚泥 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 動物のふん尿 動物の死体

産業廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：第05120130643号

許可年月日：平成25年11月6日

許可の有効期限：平成30年11月5日

許可対象産業廃棄物：木くず（抜根、伐木に限る）

一般廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：札幌一廃許可第18号

許可年月日：平成27年12月5日

許可の有効期限：平成29年12月5日

許可対象一般廃棄物：木くず（風倒木等）

一般廃棄物処理業（千歳市／処分）

許可番号：千歳市許可第39号

許可年月日：平成29年3月28日

許可の有効期限：平成31年2月28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（千歳市／収集・運搬）

許可番号：千歳市許可第38号

許可年月日：平成29年3月28日

許可の有効期限：平成31年2月28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第202号

許可年月日：平成30年4月1日

許可の有効期限：平成32年3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第519号

許可年月日：平成30年4月1日

許可の有効期限：平成32年3月31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／処分業）
許可番号：第17号
許可年月日：平成30年 1月16日
許可の有効期限：平成32年 1月19日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（安平・厚真行政事務組合）
許可番号：安厚組第29-10号指令
許可年月日：平成29年 4月 1日
許可の有効期限：平成31年 3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（北広島市）
許可番号：北広環境指令第177号
許可年月日：平成29年 1月27日
許可の有効期限：平成31年 2月 4日
許可対象一般廃棄物：伐採木・伐根・流木

一般廃棄物処理業（恵庭市／収集運搬業）
許可番号：第1号
許可年月日：平成29年 6月14日
許可の有効期限：平成31年 6月30日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（安平・厚真行政事務組合）
許可番号：安厚組第29-9号指令
許可年月日：平成29年 4月 1日
許可の有効期限：平成31年 3月31日
許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

3. 施設及び処理の状況

・産業廃棄物収集運搬業

車両登録番号	車体形状	最大積載量	H27 排ガス 対応	低燃費 対応	車両寸法 (長さ×幅×高さ、単位mm)
札幌 100 は 1731	キャブオーバ	5,600 kg	×	×	9070 × 2460 × 2960
札幌 100 は 3397	ダンプ	7,600 kg	×	×	8890 × 2490 × 3490
札幌 46 た 9929	キャブオーバ	1,000 kg	×	×	4470 × 1690 × 1870
札幌 100 つ 1039	ダンプ	3,400 kg	×	×	5990 × 2410 × 2110
札幌 100 は 7814	ダンプ	8,700 kg	○	○	7770 × 2490 × 3270
札幌 100 は 8057	ダンプ	8,600 kg	○	○	7780 × 2490 × 3280
札幌 100 は 8396	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8397	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8945	ダンプ	7,000 kg	○	×	9100 × 2480 × 3500
札幌 100 て 2167	キャブオーバ	2,000 kg	○	○	6140 × 2180 × 2250
札幌 100 は 9607	キャブオーバ	11,700 kg	○	○	11960 × 2490 × 3460

項目	台数	割合 ※小数点以下 四捨五入
全車	11	100%
低排出ガス認定車 (平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車)	7	64%
燃費基準達成車 (平成27年燃費基準達成車)	6	55%

・処分業

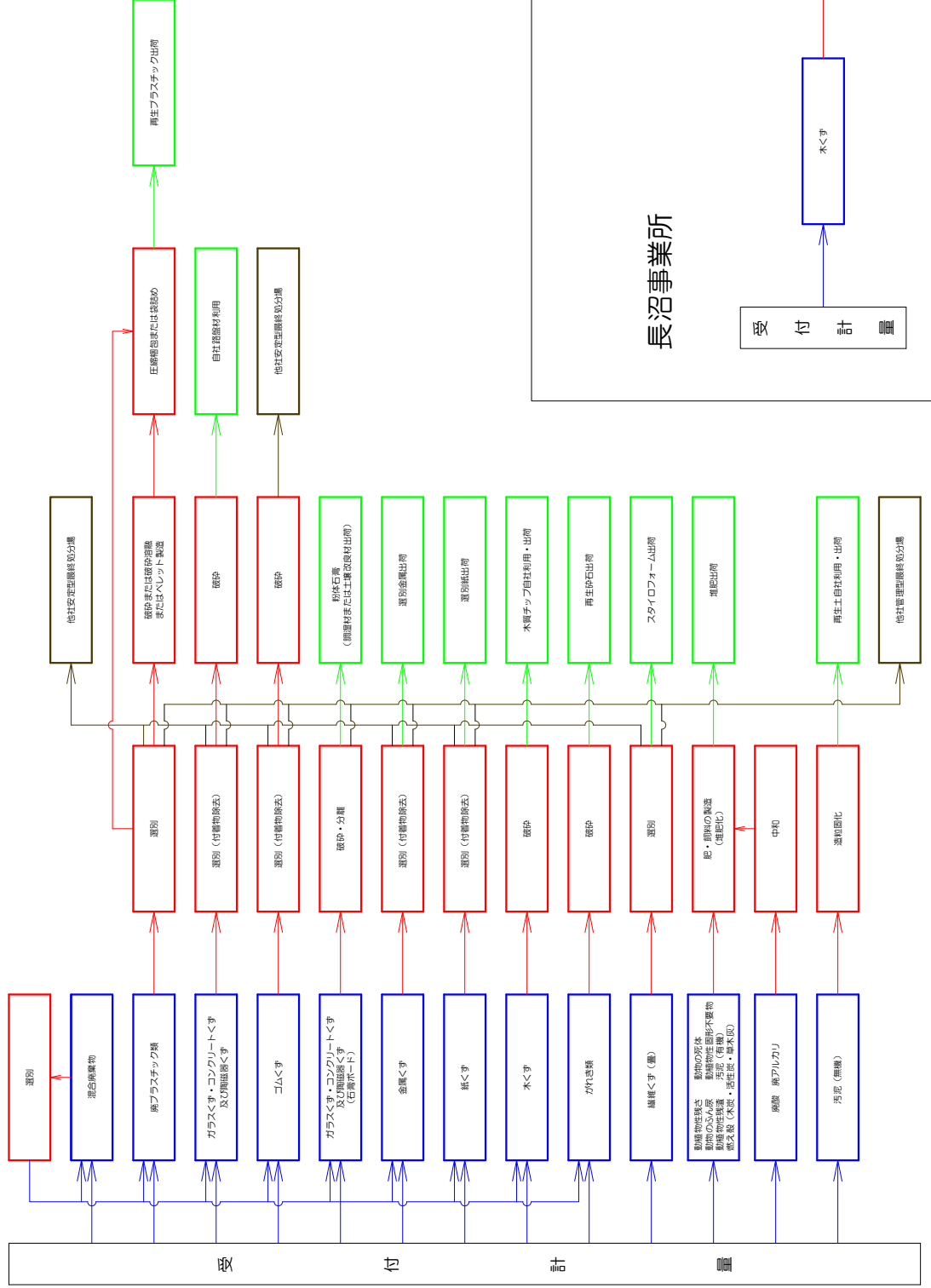
処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
がれき類、金属くずの破碎施設	がれき類・金属くず	破碎	360 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 161.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 109.04 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 421.76 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 284.96 t/日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 841.36 t/日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 568.48 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	160 t/日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	148 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 26.22 t/日
			紙くず 24.67 t/日
			木くず 154.24 t/日
			繊維くず 29.3 t/日
廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 72.7 t/日
			紙くず 54.74 t/日
			繊維くず 47.04 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	廃プラスチック類 3.26 t/日
			木くず 3.84 t/日
			繊維くず 3.64 t/日
			ゴムくず 4.8 t/日
			金属くず 10.75 t/日
			紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード） 3.16 t/日

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.73 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.32 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	2.84 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	4 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.2 t/日	
廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類	破碎	3.52 t/日	
廃プラスチック類、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・繊維くず	破碎	廃プラスチック類	0.72 t/日
			繊維くず	7.2 t/日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	80 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	40 t/日	
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	14.9 t/日	
廃プラスチック類、紙くずの圧縮施設	廃プラスチック類・紙くず	圧縮	廃プラスチック類	9.6 t/日
			紙くず	4.7 t/日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破碎・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破碎・分離	33 t/日	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破碎・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破碎・分離	76.8 t/日	
廃酸、廃アルカリの中和施設	廃酸・廃アルカリ	中和	3.6 t/日	

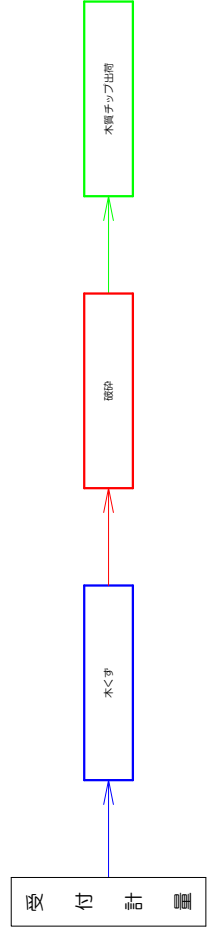
処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	40.8 m ³ /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	19.2 m ³ /日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	35 m ³ /日
動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）の飼料製造施設	動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）	飼料製造	2.2 t/日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別	100 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	192 t/日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	320 m ³ /日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・溶融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・溶融	1.2 t/日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・溶融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・溶融	0.4 t/日
廃プラスチック類のペレットの製造（破碎・溶融・造粒施設）	廃プラスチック類	破碎・溶融・造粒	0.312 t/日

• 事業場の処理工程

千歳事業所



長沼事業所



4. 処理実績

・収集運搬の実績

(平成 29 年 10 月 ~ 30 年 9 月)

	29/10	29/11	29/12	30/1	30/2	30/3	30/4	30/5	30/6	30/7	30/8	30/9	合計
混合廃棄物	147	34	441	3	17	21	13	11	19	26	22	20	774
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	0	4	2	2	2	3	0	0	2	2	2	2	21
廃プラスチック類	73	230	66	18	42	37	18	29	148	45	10	20	736
木くず	60	105	230	16	41	177	73	730	222	92	249	472	2,467
がれき類	14	23	62	61	5	1	0	133	63	57	1	1	421
紙くず	5	6	8	3	5	3	5	5	2	3	4	5	54
金属くず	26	33	40	43	16	25	12	3	2	5	3	4	212
動植物性残さ	144	173	135	130	94	107	110	82	78	111	209	170	1,543
有機性汚泥	88	79	85	113	70	95	112	101	79	74	75	116	1,087
石膏ボード	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	6
無機性汚泥	0	1	0	0	9	1	0	1	0	1	0	0	13
合計	557	689	1,069	389	301	470	343	1,097	618	416	575	810	7,334

・中間処理の実績

(平成 29 年 10 月 ~ 30 年 9 月)

	29/10	29/11	29/12	30/1	30/2	30/3	30/4	30/5	30/6	30/7	30/8	30/9	合計
混合廃棄物	223	158	509	49	64	74	81	95	73	86	83	78	1,573
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	38	31	34	20	18	28	29	28	37	25	34	33	355
廃プラスチック類	196	368	140	64	90	114	85	100	228	124	88	95	1,692
木くず	280	254	337	62	102	279	784	937	598	248	414	588	4,883
がれき類	2,003	2,498	2,405	1,666	941	1,452	1,426	1,186	1,650	2,976	3,490	2,970	24,663
紙くず	5	6	8	3	5	3	5	7	2	3	4	6	57
金属くず	32	35	48	44	26	36	12	4	3	6	4	4	254
動植物性残さ	296	294	277	251	211	265	261	244	235	284	360	295	3,273
有機性汚泥	165	157	161	177	145	158	180	197	127	142	183	183	1,975
石膏ボード	68	45	41	22	26	43	44	53	37	44	51	80	554
無機性汚泥	166	378	415	1,271	267	195	256	566	507	154	175	545	4,895
合計	3,472	4,224	4,375	3,629	1,895	2,647	3,163	3,417	3,497	4,092	4,886	4,877	44,174

Ⅲ. 環境方針

[環 境 方 針]

当社は、私達を育んだ、水と森の地球に感謝し地球に優しい企業活動を行う事、大地が生んだ万物を大地に返す、完全リサイクル化を企業理念としています。

そのような自覚のもとに、産業廃棄物の適正処理、またそのリユースを含めたりサイクル率の向上を追求し、包括的な観点から合理的な環境配慮の努力を実践します。

次に要綱を示します。

- ・地球環境の健全化に資する企業であることを誓います。
- ・リサイクル率の向上・環境負荷低減の為に、様々な施策を考案し、実行に移します。
- ・コンプライアンスを最優先とし、廃掃法等の、事業に関連する法規に従います。
- ・社員の環境に対する意識の向上に努め、環境に関する取り組みの結果を社会に公表します。

要綱を具体化するための目標を掲げ、以下の事柄を重点的に取組んでいきます。

- ・処分場周辺の美観向上及び緑化を推進します。
- ・省エネ型リサイクルの推進及び廃棄物の資源化方法の研究開発を行っていきます。
- ・エネルギー（電気・軽油・ガソリン）使用量の削減します。
- ・行政からの不利益処分ゼロを維持します。
- ・インターネットにより「環境活動レポート」を公表し、年に1回更新します。

平成30年10月1日
リサイクルファクトリー株式会社
代表取締役 黒田 早知子

IV. 環境目標

中長期の環境目標を次の通り定める。

	項 目	基 準 値	目 標 値		
		(平成29年度値)	(平成30年度値)	(平成31年度値)	(平成32年度値)
削減目標	二酸化炭素排出量 (kg)	795,417.36	787,463.19	779,588.55	771,792.67
	電気使用量 (kWh)	296,158.00	293,196.42	290,264.46	287,361.81
	灯油 (ℓ)	16,965.80	16,796.14	16,628.18	16,461.90
	ガス使用量 (m ³)	32.10	32.10	32.10	32.10
	ガソリン (ℓ)	8,998.89	8,908.90	8,819.81	8,731.61
	軽油 (ℓ)	202,432.92	200,408.59	198,404.50	196,420.46
	水道使用量 (m ³)	166.00	166.00	166.00	166.00
	一般廃棄物排出量 (kg)	330.00	330.00	330.00	330.00
	グリーン購入	4品目以上	4品目以上	4品目以上	4品目以上

- ・ 中長期目標は平成29年度の値を基準値とする。
- ・ 購入電力のco2排出係数は北海道電力(株)2017年度実績値(0.678)を使用

V. 環境活動計画

期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月

項目	主な使用又は排出の内容	取組人員	活動計画（取組み）	目標
軽油の節約	・処理施設・重機の稼働 ・構内運搬車輛の使用 ・収集運搬車輛の使用	・現業員	・必要以上のアイドリングをしない	基準期間 (平成28年度) 比で1%の削減
		・代表責任者	・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動 停止装置が付いたものにする	
	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する	
電気の節約	・処理施設の稼働	・現業員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る	基準期間 (平成28年度) 比で1%の削減
	・処理施設・事務所・休憩室の 照明	・事務員・現業員	・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない	
	・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房	・事務員	・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない（28℃を目安）	
ガソリンの 節約	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける	基準期間 (平成28年度) 比で1%の削減
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持	基準期間 (平成28年度) 比で1%の削減
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない（20℃を目安）	
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (平成28年度) 値維持
水道水の節約	・飲用 ・トイレの洗浄	・事務員	・必要時以外は使用しない	基準期間 (平成28年度) 値維持
二酸化炭素の 排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用 による	・代表責任者 ・事務員 ・現業員	・上記取組みを行う	基準期間（平成28年度） の受入総産業廃棄物 単位当たり消費量 1%の削減
一般廃棄物の 排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。	基準期間 (平成28年度) 値維持
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する	
	・場内清掃時のゴミ			
受入産業 廃棄物の リサイクル率向上		・代表責任者 ・現業員 ・事務員	・新たなリサイクル方法を考案・提案する ・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し その為の許可申請を行う	平成28年度 値（94.2%） 以上
グリーン購入	・消耗品（紙フォルダー・コピー用紙・ ボールペン・ゴミ袋・封筒・ティッ シュペーパー・トイレトペーパー の購入	・事務員	・購入する際、環境に配慮された商品を優先的に選択する	7品目中4品目以上
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする	100本
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する	概ね1回/月

VI. 環境目標の実績

平成29年10月から平成30年9月までの目標値と取組結果を以下に示す。

項目	基準	目標		平成29年度実績		
	平成28年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	増減率
電気使用量 (kWh)	308,412.00	1%	305,327.88	296,158.00	-9,169.88	-4.14
灯油 (ℓ)	15,817.20	1%	15,659.03	16,965.80	1,306.77	6.77
ガス使用量 (m ³)	30.90	0%	30.90	32.10	1.20	3.74
ガソリン (ℓ)	10,226.06	0%	10,226.06	8,998.89	-1,227.17	-13.64
軽油 (ℓ)	197,999.79	1%	196,019.79	202,432.92	6,413.13	2.19
水道使用量 (m ³)	203.00	0%	203.00	166.00	-37.00	-22.29
一般廃棄物排出量 (kg)	360.00	0%	360.00	330.00	-30.00	-9.09
グリーン購入	4品目		4品目以上	4品目		

VII. 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度取組内容

1. 温室効果ガスの削減

①平成29年度の種別別排出量の分析

- ・電力は1%の削減目標に対し、約4%を削減させ、目標の達成を確認。
- ・灯油は昨年度の使用量より7%程多くなったが、建設中の堆肥消臭施設のコンクリート壁を乾かすにあたり、ジェットヒーターの使用が多くなり、その燃料である灯油の使用がスポット的に増えたものによるもので、やむを得ないものであると判断した。
- ・ガスの使用量は4%程増えた。大型の石膏ボードの再生プラントを建設したことにより、例年より各方面からの見学者が増え、お茶出し用に瞬間湯沸かし器を多く使用したことに原因が帰せられ、これもやむを得ないものであったと判断する。
- ・ガソリンの使用は約14%削減させ、目標の達成を確認。
- ・軽油は約2%の増加となったが、取扱い廃棄物の量が増え、重機類の稼働が多くなったことによるもので、やむを得ないものであると判断した。

②温室効果ガスの総排出量の評価

	基 準	目 標		平 成 2 9 年 度 実 績		
	平成28年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	増減率
二酸化炭素排出量 (kg)	792,070.90	1%		795,417.36	795,417.36	0.42
売上高(万円)	50,703.00			56,309.00		9.96
単位当たり排出量	15.62	1%	15.47	14.13	-1.34	-10.59
廃棄物の受入量(t)	37,171.00			44,174.00		15.85
単位当たり排出量	21.31	1%	21.10	18.01	-3.09	-18.34
従業員数	29			28		-3.57
単位当たり排出量	27,312.79	1%	27,039.66	28,407.76	1,368.10	3.85

※購入電力のCO₂排出係数は北海道電力㈱2017年度実績値(0.678)を使用

- 温室効果ガスは、基準値に対して微増しているが、各単位当たりの量を見ると、受入廃棄物の量の割に少ない排出量抑えられたと言える。従業員1人当たりの排出量も増えたことになっているが、むしろより少ない人数で効率的に処理出来たことも示しており、問題はないと考える。

2. 水道水の削減

- 水道水は約22%の削減となり、目標を達成した。

3. 一般廃棄物最終処分量の削減

- 一般廃棄物の最終処分量は約9%の削減となり、目標を達成した。

4. 受入産業廃棄物のリサイクル率向上

受入廃棄物の内容に大きく左右されるところではあるが、平成28年度の94.2%に対し、平成29年度95.1%と一応の目標の達成を確認した。その他今期については、以下のような取組を行った。

- 粉体石膏を土壌改良材として、より使用しやすいようにペレット化する技術を開発した。
- しばしばがれき類の破砕機に混入することのあった鉄塊を、磁気センサーにより感知する技術を独自に開発、実用化した。
- 引き続き、石膏ボードの状態を自動判別するセンサー、異物を自動で除去または分離する技術を研究開発中である。

5. グリーン購入・美観の向上

- 期間中に1台の「平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車」及び「平成27年燃費基準達成車」に該当しない収集運搬車を廃止し、新たに1台のそれらに該当する収集運搬車を導入した。
- 事務用品のグリーン購入については対象品目中、環境配慮に該当の購入商品4品目、7品目中の4品目以上という目標を達成した。
- 美観については、引き続き植樹100本を行い、敷地内外の清掃も目標通り履行した。

VIII. 次期環境活動計画

期間：平成30年10月～平成31年9月

項目	主な使用又は排出の内容	取組人員	活動計画（取組み）
軽油の節約	・処理施設・重機の稼働 ・構内運搬車輛の使用 ・収集運搬車輛の使用	・現業員 ・代表責任者	・必要以上のアイドリングをしない ・新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動停止装置が付いたものにする
	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを実践する
	・処理施設の稼働 ・処理施設・事務所・休憩室の照明 ・パソコン等事務機器の使用 ・事務所の冷房	・現業員 ・事務員・現業員 ・事務員	・施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る ・終業時に照明の消し忘れをしない ・必要箇所以外の照明をしない ・使用時以外は電源を切る ・過剰な冷房をしない（28℃を目安）
ガソリンの節約	・乗用車の使用	・事務員	・必要以上のアイドリングをしない ・エコドライブを心掛ける
灯油の節約	・堆肥化施設のエアレーション	・現業員	・現状維持
	・事務所・休憩室の暖房	・事務員・現業員	・過剰な暖房をしない（20℃を目安）
ガスの節約	・事務所の給湯	・事務員	・必要時以外は使用しない
水道水の節約	・飲用 ・トイレの洗浄	・事務員	・必要時以外は使用しない
二酸化炭素の排出抑制	・上記化石燃料・電気の使用による	・代表責任者 ・事務員 ・現業員	・上記取組みを行う
一般廃棄物の排出抑制	・ペットボトル・弁当ガラ	・事務・現業員	・ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。
	・廃棄事務書類	・事務員	・裏紙を再使用する
	・場内清掃時のゴミ		
受入産業廃棄物のリサイクル率向上		・代表責任者	・新たなリサイクル方法を考案・提案する
		・現業員	・新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し
		・事務員	その為の許可申請を行う
グリーン購入	・主要消耗品（紙フォルダー・コピー用紙・ボールペン・ゴミ袋・封筒・ティッシュペーパー・トイレトペーパー）の購入	・事務員	・購入する際、環境に配慮された商品を優先的に選択する
美観の向上		・代表責任者・現業員	・自社敷地内に植樹をする
		・事務員・現業員	・自社の周辺を清掃する

IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

	法 津	概 要	確認状況	
廃 棄 物 処 理 関 連 法 規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物管理票に関する基準 (記載・管理・保管等)	順守確認	
	〃	産廃排出事業者との契約書締結 (契約委託基準)	順守確認	
	〃	産廃物の適正処理 (廃棄物扱いの変更等)	順守確認	
	〃	産廃保管施設保管基準	順守確認	
	〃	施設の変更等の際の届出書又は 許可申請書提出	順守確認	
	〃	事業範囲の変更の際の許可申請	順守確認	
	〃	産業廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	順守確認	
	〃	一般廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	順守確認	
	〃	産業廃棄物処理実績報告	順守確認	
	〃	有害物質含有の可能性のある 産業廃棄物の受託契約の際の 成分分析表受領・確認	順守確認	
	〃	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	再生利用事業登録更新申請書提出	順守確認
	協 定 ・ 同 意	騒音規制法 (自主準用)	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	順守確認
振動規制法 (自主準用)		設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	順守確認	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)		維持管理記録 (施設の異常等の点検)	順守確認	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)		維持管理記録 (産廃処理施設受入量記録)	順守確認	
近隣住民・地元組織 (中央連合会) との同意		廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	順守確認	
そ の 他	隣接地権者 (東千歳駐屯地等) との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	順守確認	
	各種施設・車輛・土地の貸与の同意	他社 (北海道ケミカル株等) との施設等貸与の同意	順守確認	
	計量法	計量機 (トラックスケール) の定期検査	順守確認	
	道路交通法	積載物の重量・積載方法等の規定	順守確認	
そ の 他	道路運送車輛法	車輛の大きさ・重量の制限等	順守確認	
	千歳市火災予防条例	チップ (木くず) の保管	順守確認	

・平成30年9月までにおいて、当社では環境関連についての法規違反及び訴訟の事実はありません。

X. 代表者による全体の評価と見直し

評価見直し項目	変更の要否	内 容
環境方針	否	・現状に有効な環境方針であるとする
環境関連法規の対応	否	・すべての項目について順守していることを確認。 ・現状を維持すること。
環境目標	否	・現状を維持
環境活動計画	否	・特に変更しない。
実施体制	否	・現状の体制を維持する。

XI. その他

1. 期間内の講習会受講状況

- ・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新）処分過程
1名修了
- ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）処分過程
3名修了
- ・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）収集・運搬過程
1名修了

2. 事業場の見学等について

弊社は常時事業場内を公開しております。弊社事業場の視察・見学・研修をご希望される方におかれましては、お申し込み用の用紙がありますので、FAX等で詳細をご連絡頂きます。まずは電話でご連絡をお願い致します。

3. 環境保全への取組み

エコアクション21認証新規登録（認証・登録番号：0008249）

平成24年4月26日以降更新継続

4. 処理料金について

処理料金は廃棄物の重量（種類によっては体積・個数等）を計って、これに種類ごとに設定された単価を乗じて算出されます。種類ごとの単価については、弊社のウェブサイトに掲載されている他、電話・FAXでの対応も致しておりますので、まずはご相談ください。

弊社ウェブサイト <http://www.r-fact.com/>
 電話番号 0123-29-2030
 FAX番号 0123-29-2031